

平成27年度消費者教育推進協議会

〔開催概要〕

- 1 開催日時 平成27年10月19日（月） 15:20～16:00
- 2 開催場所 県議会南棟 第1会議室
- 3 出席者
委員：伊勢牧子、小笠原奈菜、設楽はつみ、峯田典明、向田敏、石塚裕子、大友廣和、佐藤隆也、
松岡由美子、前田美知子、鈴木正和、丸森典子、和田敏
以上13名
事務局：樋口くらし安心課長、渥美課長補佐（司会） 他

〔次第〕

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 報告
 - ① 山形県消費者教育推進計画の取組状況について
 - ② 消費者庁「先駆的プログラム」を活用した消費者教育の取組みについて
- 3 閉会

〔議事録〕

2 議事

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 山形県消費者教育推進計画の取組状況② 消費者庁「先駆的プログラム」を活用した消費者教育の取組み |
|--|

(事務局)

【資料に基づき説明】

(議長)

引き続き先駆的プログラムの紹介からお願いしたい。

(委員)

今年度、地域を主体にした大学と地域の協働で高齢者を守るプロジェクトを立ち上げた。今回の特徴は地域の人たちと実行委員会を組織した。特徴としては、7月2日に第1回の実行委員を開いた。構成メンバーは、NPOや消費生活アドバイザーなどである。

特徴としては、商店街の方々からも協力いただきたいということで、加盟店110店舗ぐらいにお願いして各店舗にポスターやチラシを貼っていただいた。さらに、社会福祉協議会、行政関係と一緒に取り組んでいるところである。

具体的などころとしては、消費者レッスンということで、9月から毎月、学習会を2市で3回ずつ実施。大学生2名がメンバーに加わった。名称は学生自らが名づけ、チラシ作成を行い、ポスター掲示を行った。商店街の理事長は協力的で快く引き受けてくださり、チラシやポスターを店舗の中に貼っていただいた。

10月17日、消費者啓発イベントを実施した。大学の授業の中で空き店舗を使い、学生が販売実践のプロジェクトを行った。コラボとして、学生のアルバイトを1人お願いし、チラシとティッ

シュを45枚ぐらい配布したと報告を頂いた。学生だからこそ快く受け取っていただいたと思っている。

これからが学習会の正念場であり、地域の人と連携して取り組んで行き、一つの結果として報告できればと思っている。

第1回のポスターの対象者に「65歳以上」という数字を入れてしまったが、色んな人の意見を聞くと、「65歳以上」という言葉はやめるべきではないかという意見であり、結果的に「消費者問題に関心がある方ならどなたでも参加できます」「当日も参加できます」と、そこだけ差し替えたチラシを現在は使用している。

9月30日の講習会にはお陰さまで30名弱集まった。これから私どもも声掛けをして、皆さんと一緒に取り組んで行きたいと思う。

新聞にも取り上げてもらった。また、地域のコミュニティ新聞等にも毎回講演会の案内掲載をお願いして、地域の方から協力をいただいている。皆さまに良い結果を報告できるよう頑張っているので支援と協力をお願いしたい。

(議長)

続いて次の事業についてお願いしたい。

(委員)

事業名は「消費生活サポーターを活用した消費生活協同組合との協働事業による体系立った消費者教育と草の根の啓発活動」というものである。

目的としては、生協が持つ地域活動におけるネットワークを活用して、県のボランティアである「消費生活サポーター」を講師とする講演会を開催するほか、生協組合員による自主学習等の生協ネットワークのインフラを活用した学習会の開催、そして草の根啓発活動の実施により消費者教育の担い手の裾野を広げる、それで高齢者の見守りに繋げるとというのが活動の目的である。

事業内容としては大きく3つある。一つは消費者問題学習講演会ということで、来月24日、25日、2会場で開催を迎える。皆さまの手元にチラシを配布している。元消費者庁長官をお呼びして、開催するので、多く方の参加をお願いしたい。

二つ目は地域の学習会ということで、消費生活サポーターに講師をお願いして、消費者問題、特に消費者被害の問題について学習会を行っている。現在も継続中で、年内に10か所ぐらい開催しようということでやっている。

三つ目の生協におけるネットワークを活用した草の根の啓発活動ということで、啓発チラシとグッズをこれから作成し、生協の組合組織、班組織等を通じて各地域に働きかけようと思っている。

(議長)

ただいまの事務局の説明と両委員の説明に何か質問等はあるか。

追加資料があったが事務局から説明はあるか。

(事務局)

先ほど質問のあった消費者基本計画の「基本的方向 2 消費者の自主的・合理的な選択機会の確保」の中で、悪質事業者に対する指導等件数8件が目標、その根拠ということだが、『消費者基本計画の年度別目標指標一覧』の「消費者の自主的・合理的な選択機会の確保」の一番上にある「悪質事業者に対する指導及び行政処分」ということで毎年度目標を定めている。

計画策定時の平成22年度に4件であったが、より事業者に対する指導を強化していくということで、年度毎に目標を立てている。そこで平成26年度は8件という目標としている。

(議長)

よろしいか。

(委員)

そもそも指導件数が少なければ少ない方がいいと思うが、毎年1件ずつ増えている。そのように簡単に指導することに意義があるのか、そもそもそういう指導がなされない状況にした方が世の中

的にはいいと思うが。8件で達成したと喜ぶのもおかしい。色んな指導するような案件がある中で、今年は8件指導するという意味での8件なのか。行政側としてこれだけ8件も指導したという評価なのか。

(事務局)

計画策定の時に、初年度4件しかなかったので、指導を強化しようという考えの下でこういった年次的な数字を、毎年少しずつ増やしていくという計画にしている。

委員の少ない方が世の中にはいいというご意見もあるので、ちょうど来年は計画の改訂の年に当たるので、考え方を様々な観点から、他課の指標も参考にしながら、増えるのがいいのか減るのがいいのかよく吟味して検討したい。

(議長)

他に質問、意見はないか。

(議長)

なければ、消費者教育推進協議会はこれで終了する。

(以上)